

長野市陸上競技協会規約

昭和33年4月 1日 制 定
昭和44年3月16日 一部改正
昭和45年3月 8日 一部改正
昭和49年3月10日 一部改正
昭和50年3月 9日 一部改正
昭和54年4月 1日 一部改正
昭和55年4月 1日 一部改正
昭和62年4月 1日 一部改正
平成 5年3月 7日 一部改正
平成 7年3月10日 一部改正
平成15年2月22日 一部改正
平成22年3月14日 一部改正
平成23年3月13日 一部改正
平成24年3月 3日 一部改正
平成25年3月10日 一部改正
平成26年3月 9日 一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は長野市陸上競技協会という。

(事務所)

第2条 この協会の事務所は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この協会は長野市における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、陸上競技の普及と振興をはかり、市民の健全な発達と、明るく豊かな市民生活の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長野陸上競技協会、北信地区陸上競技協会、および財団法人長野市体育協会に長野市を代表して加盟すること
- (2) 北信陸上競技選手権大会および、その他の競技会を開催すること
- (3) 陸上競技に関する諸計画や、研修会、講習会の開催および指導者を育成すること
- (4) この協会の発展に寄与した関係者の顕彰に関すること
- (5) 陸上競技に関する、大会等に代表を選考し、派遣すること
- (6) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第5条 この協会に次ぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 20名以内（正副会長、正副理事長および第7条5項と6項の理事は、20名に含めない）
- (6) 監事 若干名
- (7) 専門部員 若干名

(会長および副会長)

第6条 会長および副会長は理事会において推挙し、総会の議を経て決定する。

- 2 会長および副会長は就任と同時に理事となる。
- 3 会長はこの協会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。

(理事)

第7条 理事は理事会において選任し、総会の議を経て決定する。

- 2 理事は互選により理事長、副理事長を選出する。
- 3 理事会は、この協会の会務を掌理し、事業執行の責に当たる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
- 5 この協会の会員で、長野陸上競技協会の専門委員長、および部長は理事となる。
- 6 この協会の専門部長は理事となる。
- 7 理事は理事会を組織し、この協会の業務を執行する。

(監事)

第8条 監事は理事会において推薦し、総会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 監事はこの協会の業務および財務を監査し、理事会および総会において報告する。

(専門部および専門部員)

第9条 この協会に総務、経理、広報、写真判定、情報システム、記録、競技、審判、施設用器具、普及強化、ジュニア、シニアおよび駅伝の各専門部を置く。

- 2 専門部は専門部長のほか副部長および若干名の専門部員を置くことができる。
- 3 専門部長、副部長および専門部員は理事会において推薦し、総会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない。

- 2 補欠により専任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 名誉役員

(名誉役員)

第11条 この協会に名誉役員として、名誉会長、相談役、顧問および参与を置くことができる。

- 2 名誉役員は理事会において推挙し、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉役員は会長の諮問に応じ、または、会長の要請により会議に出席して意見を述べるすることができる。
- 4 名誉役員の任期は、第10条の規程に準ずる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第12条 この協会の適正な運営を図るため、次ぎの会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会はこの協会の最高議決機関とし、毎年3月に開催される。

- 2 総会は会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は審判登録会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 4 総会を招集するときは、付議事項をあらかじめ文書で会員に通知しなければならない。
- 5 理事会がその必要を認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

(総会審議事項)

第14条 総会に付議すべき事項は次ぎのとおりとする。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事
- (2) 事業報告および収支決算に関する事
- (3) 役員の承認
- (4) 栄章の贈与に関する事項

- (5) 規約および内規の改廃
- (6) 長野陸上競技協会協議員の報告
- (7) その他の重要事項

(理事会)

第15条 理事会はこの協会の執行機関として、次の手続きにより業務を行う。

- 2 理事会は理事長が招集し、議長となる。
- 3 理事会は理事長が必要と認めるとき、または理事の3分の1以上から付議事項を示して請求されたときは招集しなければならない。
- 4 理事会の議事録は総務部長が責任を持って記載し、保管する。

(理事会の審議事項)

第16条 理事会は次の各号について審議し執行する。

- (1) 総会に提出される議案の一切
- (2) 専門部の運営に関する事項
- (3) その他業務執行上必要と認める事項

第6章 経 理

(会計)

第17条 この協会の経費は、次の各号に定めるもので支弁する。

- (1) 登録料
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 補助金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第18条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 補 則

(補則)

第19条 この協会の規約に定めるもののほか必要な規程、および細則等は、総会の議決を経て別に定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成15年 2月22日より施行する。
- 2 この規約は、平成22年 3月14日より施行する。
- 3 この規約は、平成23年 3月13日より施行する。
- 4 この規約は、平成24年 3月 3日より施行する。
- 5 この規約は、平成25年 3月10日より施行する。
- 6 この規約は、平成26年 3月 9日より施行する。

※ 名誉役員に関する申し合わせ事項（平成25年 3月10日改正）

- 1 顧問および参与は年齢 70 歳以上の会員登録者であること。
- 2 顧問は正・副会長、理事長経験者、参与は副理事長・専門部長経験者を委嘱する。
- 3 相談役は名誉役員経験者を委嘱する。

長野市陸上競技協会の慶弔に関する内規

昭和62年 4月 1日 制 定
平成22年3月14日 一部改正
平成24年3月 3日 一部改正
平成25年3月10日 一部改正

この内規は、長野市陸上競技協会規約第19条の規程により必要事項を定める。

- 1 会員が結婚するときは、会長名で祝福の電報を差し上げる。
- 2 会員が死亡したときは、会長名でお悔やみの電報を打電し、香典、生花を供える。
- 3 会員の配偶者が死亡したときは、会長名でお悔やみの電報を打電し、生花を供える。
- 4 会員の親が死亡したときは、会長名でお悔やみの電報を打電する。
- 5 その他特別な場合は、会長、副会長および理事長が協議して決める。
- 6 返礼の金品は一切受けないものとする。

注) 上記1～4以外で祝電、弔電および花輪・生花などを個人やグループでおくる場合は、「長野市陸上競技協会」という名称をしないこと。もし協会名が必要な場合には、「長野市陸上競技協会有志」とする。この場合でも、長野市陸上競技協会事務局には連絡すること。

以上

長野市陸上競技協会の旅費・諸手当に関する内規

平成24年3月 3日 制 定
平成25年3月10日 一部改正

第1条 (目的)

この規程は、長野市陸上競技協会(この協会)にかかわる旅費・諸手当の基準を定め、この協会の事業が円滑に運営されることを目的とする。

第2条 (旅費)

- (1) この協会主催の競技大会(受託大会を除く)に競技役員として参加した場合の旅費は、居住地(旧市町村)から会場までの陸路計算とし、最低旅費は500円とする。但し、長野陸協との共催の場合は、長野陸協旅費規程に従う。また、特別な場合は、別途定める。
- (2) この協会の理事会およびこの協会を代表して出席する諸会議の旅費は次のとおりとする。
 - ① 県内の場合
 - イ 旅費は(1)に準ずるほか、宿泊を要する場合は、2,000円を支給する。
 - ロ 理事長が認めたものに限る。
 - ② 県外の場合
 - イ 旅費は居住地最寄りの駅より会場までの旅費実費を支給する。宿泊を要する場合は、7,000円を支給する。
 - ロ 理事長が認めたものに限る。

第3条 (日当)

1日 1,500円以下とする。

第4条 (手当)

この協会の会務の遂行上必要となる以下の手当を、予算の範囲内で受け取ることができる。

- ① 事務局手当。対象は理事長、総務部長、経理部長および実務を担当する副経理部長とする。
- ② 役員手当

付則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

別表 ①陸路計算の場合の単価は1km30円とする。

- ②陸路の計算距離は、長野県旅費基準表を準用する。
- ③居住地(旧市町村)は、郵便番号による地域区分とする。

以上